

ニセコ町における別荘・空き家等の管理に関する協定書

ニセコ町（以下「甲」という。）とニセコ不動産業協会（以下「乙」という。）は、別荘・空き家等の管理に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、別荘・空き家等の管理体制の構築により、その適正管理を図るとともに、将来的な所有者不明等の空き家増加を防止することを目的とする。

（実施業者）

第2条 この協定に基づく連携につき、乙においては、乙に加入する事業者にて、別荘・空き家等の管理を実施するものとする。

（連携内容）

第3条 別荘・空き家等の所有者（以下「所有者」という。）は、別荘・空き家等管理の申込みの際に、甲に対して「ニセコ町における別荘・空き家等の管理実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に定めた登録申込書（以下「申込書」という。）を提出するものとする。

- 2 前項の申込書は、甲から乙へ送付するものとする。
- 3 乙は、甲から申込書を受け取ったのち協会内の事業者の中から担当事業者を決定し、各担当事業者が所有者と管理について契約を結ぶものとする。
- 4 乙は、担当事業者が結んだ契約について甲に通知するものとする。
- 5 管理に係る基本料金等については、実施要綱により定めるものとする。
- 6 乙は所有者への報告書の写しを甲へ送付するものとする。
- 7 甲及び乙は、所有者からの問合せや相談に対して適宜対応するものとする。

（免責）

第4条 甲は、乙と所有者との間で生じた問題について、その責任を負わないものとする。

（秘密保持）

第5条 乙は、業務の実施上知り得た個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、又は公表してはならない。この協定の終了後又は協定解除後においても同様とする。

- 2 甲の承諾を得ないで業務に係る個人情報を協定の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 協定を履行するために行う場合を除き、業務に係る個人情報が記載された資料（電

磁的記録であるものを含む。）を複写し、又は複製してはならない。

（有効期限）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとし、有効期間満了後の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による解約の申出がない場合は、同一条件でさらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 この協定書に定めの無い事項、又は内容に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月31日

甲 虹田郡ニセコ町字富士見47番地

ニセコ町長 片山健也



乙 虹田郡ニセコ町字豊里176番地141

ニセコ不動産業協会

会長 馆野孝

